

平成 21 年 12 月 25 日

受益者の皆様へ

T & D アセットマネジメント株式会社

「T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号（偶数月決算型）」
「T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号（奇数月決算型）」
繰上償還実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆様にご投資いただいております「T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号（偶数月決算型）」および「T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号（奇数月決算型）」は、繰上償還を前提として、平成 21 年 11 月 19 日から平成 21 年 12 月 24 日の間、繰上償還に対する異議申立を受付けておりましたが、各ファンドとも、異議申立を行った受益者の保有口数が平成 21 年 11 月 19 日現在の受益権口数の二分の一を超えなかったため、平成 22 年 1 月 28 日にファンドの繰上償還を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後のスケジュール等は下記の通りとなりますので何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 今後のスケジュール

異議申立受益者の買取請求期間	平成 22 年 1 月 6 日（水）～平成 22 年 1 月 25 日（月）
繰上償還日	平成 22 年 1 月 28 日（木）
償還金支払予定日	平成 22 年 1 月 29 日（金）以降

2. 買取請求について

異議を申し出た受益者は、上記異議申立受益者の買取請求期間内に、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を、お取扱い販売会社を通じて、受託会社に対し請求することができます。

上記に記載の「買取請求」とは繰上償還に異議を申し立てられた受益者のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず「T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号（偶数月決算型）」および「T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号（奇数月決算型）」は、お取扱い販売会社において、一部解約の実行請求によりご換金できます。

以上

<お問い合わせ先>

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時）